

公益社団法人 太田青年会議所 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人太田青年会議所(英文名 Junior Chamber International Ota) (以下「本会議所」という)と称する。

(事務所)

第2条 本会議所は、主たる事務所を群馬県太田市に置く。

(目的)

第3条 本会議所は、青年の英知と勇気と情熱を結集し、本会議所及び関連団体等の開催する事業や活動を通じて、本会議所会員並びに地域住民の資質を向上させ、地域社会と日本国の経済、社会及び文化の健全な発展を図り、企業の繁栄と明るい豊かな社会を実現し、人類の幸福と世界平和に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 本会議所は、特定の個人又は法人、その他団体の利益を目的として事業を行わない。

2. 会員は本会議所を、特定の政党のためには利用しない。

(事業)

第5条 本会議所は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 次世代を担う子ども達の心身を成長させ、郷土を愛する心や、道徳心を育む事業(青少年育成事業)

(2) 国や地域を牽引する人材を育成する事業(ひとづくり事業)

(3) 地域の発展に寄与する事業(まちづくり事業)

(4) 政治・行政・国防・国土問題等、国家的視野の問題を調査研究し、日本国の発展及び国民意識醸成に寄与する事業

(5) 経済問題の解決や国民生活の安定・活性化の為の調査研究提言を行う事業

(6) 文化及び学術、芸術の振興に関する事業

(7) 環境問題を調査研究し、地域住民に対し啓蒙・実践を行う事業

(8) 国際的に通用する人材を育成し、国際相互理解の促進並びに国際貢献により世界平和に寄与する事業

(9) 指導力向上並びに能力の開発を促進する事業

(10) 会員相互の連携に資する事業

(11) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所及び国内外の青年会議所並びにその他の団体との連携に基づく事業

(12) 前各号に掲げるもののほか、本会議所の目的の達成に必要な事業

2. 前項の事業については原則として群馬県内において行う。

3. 本条の事業は、その事業の性格に応じ、例会(第45条に規定)や全体事業として実施する。

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 本会議所の会員は、次の3種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般社団・財団法人法」という)上の社員とする。

(1)正会員 (2)特別会員 (3)賛助会員

(正会員)

第7条 正会員は、太田市及びその周辺市町村に居住又は勤務する年齢20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者をいう。ただし、事業年度中において40歳に達した者は、その年度内は正会員としての資格を有する。

2. 入会に関する事項は、理事会において別に定める規程に基づく。

(特別会員)

第8条 特別会員は、40歳に達した日が属する年度末まで正会員であったものがその資格を有し、理事会において別に定める規程に従い、特別会員となることができる。

(賛助会員)

第9条 本会議所の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人、法人その他の団体は、理事会において別に定める規程に従い、賛助会員となることができる。

(会員の権利及び義務)

第10条 全ての会員は、定款その他の規則・規程等を遵守する義務を負い、全ての正会員は本会議所の目的達成に必要な事業に参加する権利を有するとともに、出席及び協力する義務を負う。

(表明保証)

第10条の2 会員は以下に定める者(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当しないことを本会議所に表明し、これを保証します。

- (1) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に定義する暴力団、指定暴力団および指定暴力団連合、集团的または常習的に違法行為等を行うことを助長するおそれのある団体、およびこれらの団体に属している者、その他当会議所の存する都道府県の暴力団排除条例等に基づき暴力団排除の対象とされている団体または個人(これらの団体もしくはその構成員または個人に該当しなくなった日から5年を経過しない者を含む)、ならびにこれらの者と取引または関係性を有する者。
 - (2) 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づく処分を受けた団体、および当該団体に属している者、ならびにこれらの者と取引または関係性を有する者。
 - (3) 前各号の団体に類する団体および当該団体に属している者(総会屋、会社ゴロ等企业を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える団体および個人を含むがこれらの者に限らない)、ならびに、これらの者と取引または関係性を有する者。
 - (4) 「風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律」第2条第1項に定義する風俗営業および同条第5項に定義する性風俗関連特殊営業、その他これらに類する業を営む者。
 - (5) 「組織的な犯罪の処罰および犯罪収益の規制等に関する法律」に定める犯罪収益等隠匿および犯罪収益等收受を行いもしくは行っている疑いのある者またはこれらの者と取引のある者。
 - (6) 「貸金業法」第24条第3項に定義する取立て制限者またはこれらに類する者。
 - (7) 前各号いずれかに該当する者を役員、従業員または親会社その他の関係会社として有する法人に所属する者。
2. 会員は、合理的な拒否事由がない限り、前項に定める事項に関する当会議所または当会議所の指定する者による調査に協力するものとし、当会議所からの要請がある場合、当該調査に必要な情報を当会議所に提供します。また、

会員は、当該調査のために当会議所に提供した会員に関する情報(個人情報を含むがこれに限りません。)を当会議所が第三者に提供すること(会員の個人情報については個人情報保護法に則り適法な方法に限ります。)を、あらかじめ異議なく承諾します。

3. 会員は、入会申込およびその後の活動に関して、自らまたは第三者を利用して次の各号に定める事項を行わないことを、当会議所に対して確約します。

(1) 脅迫的な言動または暴力を用いる行為

(2) 虚偽の風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、当会議所の信用を毀損し、または当会議所の業務を妨害する行為

(会費及び入会金)

第 11 条 正会員は入会金及び会費を、特別会員及び賛助会員は会費を、納入しなければならない。

2. 会費及び入会金については、総会において別に定める規則による。

3. 会費、入会金及びその他の拠出金は、原則として返還しない。ただし、理事会において別に定める規程に該当する場合はこの限りではない。

(会員資格の喪失)

第 12 条 本会議所の会員は、次の理由によりその資格を喪失する。

(1) 退社(以下、「退会」という)

(2) 除名

(3) 会費納入義務若しくは出席義務を果たさないとき

(4) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき

(5) 死亡、又は失踪宣告を受けたとき

(6) 会員である団体が消滅したとき

(7) 総正会員が同意したとき

(退会)

第 13 条 退会を希望する会員は、理事長に退会届を提出し、理事会で承認を得て退会することができる。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りではない。

2. 会費納入期日前に退会を届け出ても、その年度の会費は納入しなければならない。

3. 退会は第 1 項及び第 2 項の条件を満たさなければならない。

(除名)

第 14 条 正会員が会費納入義務を履行しないとき、若しくは出席義務を履行しないとき、督促と除名警告を行い、それにも改善されない場合は、会員資格を喪失し、総会の承認を経て除名されたものとみなす。会費納入義務及び出席義務については、総会において別に定める規則に基づく。

2. 正会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決により除名することができる。

(1) 本会議所の秩序又は信用を害する非行があり会員として適当でないと認められるとき

(2) 本会議所の定款又は諸規程等に違反し、勧告によるも改善が見られないとき

(3) その他本会議所の目的に反する行為があったとき

3. 特別会員または賛助会員が前項各号の一つに該当するときは、理事会の議決により、当該会員を除名することができる。

4. 正会員を総会決議により除名しようとするときは、その総会の会日の 7 日前までに、当該会員に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明の機会を与えなければならない。

第 3 章 役員

(役員の種類及び定数)

第 15 条 本会議所に次の役員を置く。

- (1) 理事 17 名以上 25 名以内
- (2) 監事 2 名以上 4 名以内

- 2. 理事のうち 1 名を理事長とし、2 名以上 3 名以内を副理事長、1 名を専務理事、1 名を財務担当理事、3 名から 7 名以内を常任理事とすることができる。
- 3. 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長、専務理事、財務担当理事及び常任理事をもって同法の第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。
- 4. 本会議所の役員は正会員でなければならない。ただし、監事はこの限りではない。

(役員資格及び任免)

第 16 条 理事は、正会員の中から総会において選任し、又は総会において解任する。理事長、副理事長、専務理事、財務担当理事及び常任理事は、総会の決議により選定する。

- 2. 監事は総会において選任又は解任する。監事は理事を兼務又は委員会の構成員となること及び使用人となることはできない。
- 3. 理事及び監事の選任方法は、別に総会において定める規則による。

(役員任期)

第 17 条 理事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の 1 月 1 日に就任し、その年の 12 月 31 日に任期が満了する。監事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の 1 月 1 日に就任し、その翌年 12 月 31 日に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。

- 2. 補欠又は定数の増加に伴う場合の補充のため選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3. 補欠のため選任された監事の任期は前任者の残任期間とする。
- 4. 任期の満了又は辞任によって退任した理事又は監事は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された理事又は監事が就任するまでその職務を行う。
- 5. 理事又は監事に異動があったときは、法令に従って登記し、登記事項証明書その他必要な書類を添えて、遅滞なく群馬県知事に届け出なければならない。

(理事の職務権限)

第 18 条 本会議所は一般社団・財団法人法上の代表理事として、理事長 1 名を置き、本会議所を代表し業務を総理する。

- 2. 副理事長は、理事長の業務全般を補佐する。
- 3. 専務理事は、理事長及び副理事長の職務遂行を補佐し、本会議所の常務を統括する。
- 4. 財務担当理事は、本会議所の財務に関する事務を所掌する。
- 5. 常任理事は、理事長の指示を受け、円滑な組織運営と事業の推進を図る。
- 6. 理事は理事会を構成し、本定款の定めるところにより本会議所の業務の執行を決定する。
- 7. 理事長及び業務執行理事は毎事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の業務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第 19 条 監事は、次に掲げる職務を遂行する義務を負う。

- (1) 理事の職務執行を監査すること。
- (2) 本会議所の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認める時は意見を述べること。
- (4) 理事が本会議所の目的外の不正行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、当該行為によって本会議所に著しい損害が生ずるおそれがあるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実、若しくは、著しく不

当な行為事実があると認めるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求し、また、遅滞なくその旨を、理事会に報告すること。

(5) 理事が総会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録、その他の資料を調査し、法令若しくは定款に違反、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。

(6) その他、法令で定められた事項

2. 第1項を履行するため以下の権限を行使できる。

(1) 理事、会員及び使用人に対して業務の報告を求め、本会議所の業務及び財産の状況、その他全般について調査すること。

(2) 三役会(第43条に規定)に出席する権利を有し、必要があると認める時は意見を述べるができる。

(3) 監事は必要があると認めるとき、理事長に対し、理事会又は三役会の招集を請求することができる。

(4) 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の開催日とする理事会又は三役会の招集通知を発せられない場合は、その請求をした監事は理事会又は三役会を招集することができる。

(辞任及び解任)

第20条 理事又は監事は、自らが職責を全うできないと判断した場合は、理事長に辞任願を提出し、理事会の承認を経て辞任することができる。

2. 理事又は監事が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により解任することができる。

(1) 本会議所の秩序又は信用を害する非行があり会員として適当でないと認められるとき

(2) 本会議所の定款又は諸規程等に違反し、勧告による改善が見られないとき

(3) 心身の故障等のため職務の遂行に堪えないと認められるとき

(4) その他本会議所の目的に反する行為があったとき

3. 理事又は監事を総会決議により解任しようとするときは、その総会の会日の7日前までに、当該理事又は監事に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(責任の免除)

第21条 本会議所は、役員的一般社団・財団法人法111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(報酬)

第22条 役員は無報酬とする。ただし、業務遂行にあたり費用を負担したときには、総会の決議により、その費用を支払うことができる。

(取引の制限)

第23条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の決議を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする、本会議所の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする、本会議所との取引

(3) 本会議所がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における本会議所とその理事との利益が相反する取引

2. 前項の取引をした理事は、その取引の事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第4章 直前理事長・顧問

(直前理事長・顧問)

第 24 条 本会議所で、前任の理事長を直前理事長と、前任以前の理事長経験者を顧問と呼称し、理事長経験を生かし、理事長の諮問に答え、業務について必要な助言を行うことができる。

2. 直前理事長・顧問は、理事会及び三役会に出席し、意見を述べるができるが、議決権を有しない。

3. 任期は第 17 条を、辞任及び解任は第 20 条を、報酬については第 22 条の規定をそれぞれ準用する。

第 5 章 会議

(会議の種類等)

第 25 条 会議は、総会、理事会及び三役会とする。

(総会の決議事項)

第 26 条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 総会で定める規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4) 役員を選任及び解任
- (5) 理事長、業務執行理事の選定及び解職
- (6) 委員長の選任及び解任
- (7) 本会議所の解散及び残余財産の処分方法の決定
- (8) 会員の除名
- (9) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
- (10) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (11) 理事会において総会に附議した事項
- (12) その他、法令に規定する事項、本定款に定める事項及び本会議所の運営上重要な事項

(総会の種類)

第 27 条 総会は定時総会、役員選出総会及び臨時総会の 3 種類とする。

2. 前項の定時総会をもって、一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

(総会の開催)

第 28 条 定時総会は、毎年 3 月末日迄に 1 回開催する。

2. 役員選出総会は、毎年 8 月末日迄に 1 回開催する。

3. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 総議決権の 5 分の 1 以上を有する正会員が会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面又は電磁的記録を提出して臨時総会の招集を請求したとき(以下、「正会員からの総会開催請求時」という)
- (3) 理事会が決議したとき

(総会の構成)

第 29 条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

(総会の招集)

第 30 条 総会は、正会員からの総会開催請求時を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。理事長がこれを招集しないとき又はできないときには理事会において選任された理事が招集する。また、正会員からの総会開催請求時は、総会開催請求を行った正会員の代表者がこれを招集する。すべての正会員の同意がある場合には、その招

集手続を省略することができる。

2. 正会員からの総会開催請求時を除き、総会を招集する場合は次に掲げる事項を理事会決議しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会に付議する事項

(3) 総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使できることとするときは、その旨

(4) 総会に出席しない正会員が電磁的方法によって議決権を行使できることとするときは、その旨

(5) 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

3. 正会員からの総会開催請求時、理事長は請求書を受け取った日から 30 日以内の日を開催日とした臨時総会の招集通知を発しなければならない。

4. 総会の招集は、その会日の 2 週間前までに各正会員に対し、第 3 項で規定した内容を記載した書面又は電磁的記録を送付するものとする。

5. 総会の議長は、総会招集者又は総会招集者の指名した者がこれにあたる。

(総会の議決権及び書面表決等)

第 31 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

2. やむを得ない理由のため、総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、当該正会員は定足数及び議決権上出席したものとみなす。

(総会の成立及び議決)

第 32 条 総会の定足数は、正会員数の 3 分の 2 以上とする。

2. 議事は、本定款に別に定めるもののほか出席した正会員の有する議決権の過半数の同意をもって決する。

(理事会の設置・構成)

第 33 条 本会議所に理事会を置き、理事会は全ての理事をもって構成する。

2. 監事は理事会に出席し、必要があると認められるときは意見を述べなければならない。

3. 直前理事長・顧問は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

4. その他、理事会において認められた者は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の権限)

第 34 条 理事会は本定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う。

(1) 理事又は監事の辞任の承認

(2) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(3) 事業計画及び収支予算の決定並びにその変更

(4) 理事会で定める規程の制定、変更及び廃止に関する事項

(5) 入会・退会に関する事項(但し、除名については除く)

(6) 理事の職務執行の監督

(7) 前各号に定めるもののほか本会議所の業務執行の決定

2. 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することはできない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所の設置その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 内部管理体制の整備(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他、本会議所の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備)

(理事会の種類及び開催)

第 35 条 理事会は通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

2. 通常理事会は、原則として毎月 1 回開催する。

3. 臨時理事会は、次の各号の 1 つに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 第 19 条第 2 項第 3 号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は同項第 4 号の規定により監事が招集したとき

(3) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に開催の請求があったとき

(4) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を開催日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求した理事が招集したとき

(理事会の招集)

第 36 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 3 項第 2 号後段により監事が招集する場合及び同項第 4 号により理事が招集する場合を除く。

2. 理事長は、前条第 3 項第 2 号前段又は同項第 3 号に該当する場合は、その請求があった日から 2 週間以内の日を開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3. 理事会を招集するときは、会議の開催日時場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって開催日の 5 日前までに理事及び監事に通知しなければならない。

4. 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

5. 理事長が欠けたとき又は事故あるときは、その他の理事が招集することができる。

(理事会の議長)

第 37 条 理事会は、理事長又は理事長が指名した理事がその議長となる。但し、理事長が指名できない場合又は理事長が特別に利害を有する議案を審議する場合、理事の互選とする。

(理事会の成立)

第 38 条 理事会は、理事の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

(理事会の議決)

第 39 条 理事会の議事は、本定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の裁決により決する。

2. 前項前段の場合において、議長は理事として議決に加わることはできない。

(利益相反取引の承認)

第 40 条 理事会は、本会議所と理事個人又は理事が取締役若しくは役員を務める法人との取引、及び第 23 条に定める取引に関して、取引の承認を行う権限を有する。なお、承認にかかる取引が本会議所に不利益を与えた場合、決議に賛成した理事及び賛成とみなされた理事は、連帯してこれを弁償する義務を負う。

2. 前項の決議には、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。また、同決議の際は、議長も議決に加わるものとする。

(理事会決議の省略)

第 41 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

(理事会報告の省略)

第 42 条 理事若しくは監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、

その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、質疑を求める旨の申し出があったときには、次回理事会において質疑を行う。

2. 前項の規定は、第 18 条第 7 項の規定による報告には適用しない。

(三役会)

第 43 条 理事長、副理事長、専務理事、財務担当理事、常任理事を本会議所の三役とし、三役会の構成員とする。

2. 三役会は、理事会に上程される議案の先議を行い、提出された議案に関して建設的な助言・指導を行うものとする。但し、理事会において、三役会の先議を行わない議案の審議はこれを妨げない。

3. 監事、直前理事長及び顧問は、三役会に出席し意見を述べるができる。

4. その他会議の運用に関しては別に定める規程に基づく。

(議事録)

第 44 条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 正会員又は理事の現在数

(3) 出席した正会員数又は理事氏名(書面等による表決者及び表決委任者についてはその旨の付記)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

(7) その他法令で定める事項

2. 総会議事録には、議長・理事長・出席した監事のほか、正会員又は理事のうちからその総会において選出された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3. 理事会議事録には、理事長選任の場合を除き、理事長及び出席した監事が署名又は記名押印しなければならない。

4. 理事長選任の理事会議事録には、出席した理事及び監事全員が署名又は記名押印しなければならない。

第 6 章 例会及び委員会等

(例会)

第 45 条 本会議所は、第 3 条に定める目的を達成するために必要な事業として、年 12 回以上の例会(正会員が参加の義務を負う事業)を開催する。

2. 例会の開催日時及び運営方法等については、理事会決議により定める。

(委員会等の設置及び構成)

第 46 条 本会議所は、事業年度ごとに、第 3 条に定める目的を達成するために必要な事項を調査、研究、議決、実施するため、理事会の決議により委員会・特別委員会・会議(以下、「委員会等」という)を設置する。

2. 委員会等には、委員長(議長)1 名、副委員長(副議長)1 名又は若干名、及び委員をもって構成し、正会員は、三役(第 43 条に規定)、監事、直前理事長、顧問、事務局員(第 56 条に規定)及び特に理事会で認められたものを除き、原則として全員がいずれかの委員会等に所属、事業活動に参加しなければならない。

3. 委員長は、正会員のうちから翌事業年度の理事長予定者が任命し、総会の承認を得て委嘱する。委員長として選任された者は、選任された翌年の 1 月 1 日に就任し、その年の 12 月 31 日に任期が満了する。

4. 副委員長は、委員長が任命し理事会に報告する。

5. 委員会等の運営は別に理事会において定める規程による。

(部会の設置及び構成)

第 47 条 本会議所は、専門事項の調査研究並びに会員相互の連携を図るために、正会員 3 名以上の申し出により、

理事会承認を得て、部会を設置することができる。

2. 部会は、正会員の任意の参加希望者により構成し、部会の代表者は、部会長として会務を統括する。
3. 部会の運営については別に理事会において定める規程による。

(協議会の設置及び構成)

第 48 条 本会議所は、本会議所会員及び地域住民や地域諸団体相互の連携を図りながら、専門事項の調査研究並びに事業実施のために、正会員 3 名以上の申し出により、理事会承認を得て、協議会を設置することができる。

2. 協議会は、本会議所正会員のほか、地域住民や地域諸団体等に会員を募り構成し、相互の連携を図りながら活動する。
3. 協議会の運営については別に理事会において定める規程による。

第 7 章 財産及び会計

(財産の管理・運用)

第 49 条 本会議所の財産の管理・運用は理事長が行うものとし、財務担当理事が実務を担当する。その方法は別に理事会において定める規程によるものとする。

(事業年度)

第 50 条 本会議所の事業年度は、1 月 1 日に始まり同年 12 月 31 日に終わる。

(資産の構成)

第 51 条 本会議所の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- | | |
|------------------|-------------|
| (1) 財産目録に記載された財産 | (2) 会費・入会金 |
| (3) 寄付金品 | (5) 事業に伴う収入 |
| (4) 資産から生ずる収入 | (6) その他の収入 |

(会計原則等)

第 52 条 本会議所の会計は、その行う事業に応じて、法令及び一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとし、会計処理は別に理事会において定める規程に従う。

2. 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第 53 条 本会議所の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下、「事業計画書及び収支予算書等」という)は、その事業年度開始前に理事会の承認を得なければならない。

2. 前項の事業計画書及び収支予算書等については、事業年度開始前に群馬県知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 54 条 本会議所の事業報告及び決算について、毎事業年度終了後、前事業年度における事業報告書及び一般社団・財団法人法第 129 条第 1 項に規定する計算書類並びにこれらの附属明細書、財産目録、(以下、「計算書類等」という)を作成し、監事に提出し、監査を受けなければならない。

2. 監事は、計算書類等の送付を受けたときは、速やかに意見書を作成し、理事長に提出しなければならない。
3. 理事長は、監事の意見書を添えて第 1 項に掲げる書類について理事会で承認を得た後、毎事業年度の最初に開催される定時総会に提出し、その議決を求めなければならない。
4. 第 1 項記載の計算書類等については、毎事業年度経過後 3 ヶ月以内に群馬県知事に提出しなければならない。
5. 本会議所は、定時総会の終結後速やかに、法令の定めるところにより貸借対照表等を公告するものとする。

6. 決算上剰余金を生じたときは、総会の決議に従って、次事業年度に繰り越すか、本会議所の財産に繰り入れるものとし、剰余金の分配は行わない。

(長期借入金)

第 55 条 本会議所が資金の借入しようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

第 8 章 管理

(事務局の設置)

第 56 条 本会議所の事務を処理するために事務局を置く。

2. 事務局は専務理事が統括する。
3. 事務局に事務局員若干名を置くことができる。
4. 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、別に理事会において定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 57 条 事務局には常に定款、会員名簿及び特定費用準備資金等取扱規則を備え置かなければならない。

2. 次の書類を事務局に、5 年間備え置かなければならない。ただし、これらは電磁的記録により作成・保管することができる。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (2) 理事、監事の名簿
 - (3) 認定、許可等及び登記に関する書類
 - (4) 財産目録
 - (5) 事業計画書及び収支予算書
 - (6) 事業報告書及び計算書類等
 - (7) 監査報告書
 - (8) その他法令で定める帳簿及び書類
3. 理事会及び総会の議事に関する書類を事務局に 10 年間備え置かなければならない。
4. 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令及び次条第 3 項に定める規定によるものとする。

第 9 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開と個人情報の保護)

第 58 条 本会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2. 本会議所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
3. 情報の公開と個人情報の保護に関する必要な事項は、別に理事会において定める規程による。

(公告)

第 59 条 本会の公告は電子公告による。

2. やむを得ない事情により電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 10 章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第 60 条 この定款は、総会において正会員数の 4 分の 3 以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第 61 条 本会議所は、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 62 条 本会議所は、一般社団・財団法人法第 148 条第 1 号及び第 2 号並びに第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、総会において総正会員の 4 分の 3 以上の議決により解散することができる。

2. 本会議所の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

(解散後の会費の徴収)

第 63 条 本会議所は、法令で定める場合を除き、解散後においても清算終了の日までは、総会の決議を経てその債務を弁済するに必要な限度内の会費を解散日現在の会員より徴収することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 64 条 本会議所が公益認定の取り消しの処分を受けた場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、総会の議決により、本会議所と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 65 条 本会議所の解散のとき有する残余財産は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決により、本会議所と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 補則

(委任)

第 66 条 この定款に定めるもののほか、本会議所の運営に必要な事項は、理事会の決議にて別に定める。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号)第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散登記と公益法人の設立登記を行ったときは、第 50 条の規定にかかわらず、解散登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3. この法人の最初の理事長は塙保仁とし、副理事長は島田光貴及び吉澤弘晃及び倉嶋慶秀とし、専務理事は渡邊光二とし、財務担当理事は柳和佳とし、常任理事は田中光浩及び栗原一晃及び原島謙介及び岡田英希及び杉田洋一とする。

第一回一部改訂	平成 25 年 12 月 03 日
第二回一部改訂	平成 26 年 12 月 03 日
第三回一部改訂	平成 28 年 12 月 06 日
第四回一部改定	令和 4 年 12 月 2 日